

第3章 計画が目指す将来像

1 基本理念

全国的に出生数や出生率が低下し、人口は減少傾向にあります。少子高齢化に伴う人口減少は、経済の停滞や地域社会の活力の低下など社会全体に影響を及ぼし、子ども同士の交流の機会の減少に伴い、子どもの健やかな成長にも影響を及ぼすことが懸念されています。

子どもは、一人の人格を持った尊重される存在であるとともに、将来の地域社会を担っていく存在でもあり、全ての子どもが健やかに育つことが求められています。

このことから、子どもが自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるよう成長していくことや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられることで、将来に向けて明るい希望を持てる社会につながるための取組を継続していくことが重要です。

本計画は、地域の宝である子どもの視点を第一に考え、日本国憲法、子どもの権利条約を踏まえた子ども基本法に基づき、子ども大綱及び富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画、また県が制定を進める富山県子どもの権利に関する条例（仮称）を勘案した計画であり、子ども施策を総合的に推進し、子どもまんなか社会を目指していきます。

子どもや子育て当事者を支えるため、行政はもとより、関係機関や地域の人々、企業などが連携し、子ども施策を前に進め、子どもの育ちの環境を切れ目なく支え、その取組を継続することで、将来の子育て世代にとって、より子育てしやすいまちに進化していけるよう、次の世代からも共感を得られ、将来にバトンをつないでいけるような社会の実現に努めていきます。

～基本理念～

子どもを育み、支え、

次代へとつなぐ好循環社会の実現

2 計画の体系

(1) 基本目標

本計画では、こども、子育て当事者、地域社会と共にこどもをまんなかに据えた施策を総合的に進めていくということを前提に「全てのこどもへの支援体制づくり」、「全ての子育て当事者への支援体制づくり」、「地域社会全体で子育てを支援する環境づくり」、「支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり」、「こどもの意見を大切にした施策づくり」の5つの基本目標を定めます。

これら5つの基本目標を計画の柱とし、各施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり

○心と身体の発達の過程にある者をこどもと捉え、全てのこどもにライフステージに応じた切れ目ない継続的な支援を行っていきます。

基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり

○親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、安心して子育てができるサービスの充実を図ります。

○親が安心してこどもを産み、自分らしい生き方を選択しつつ、こどもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和の啓発を進め、仕事と子育ての両立を支援します。

○子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、子育て当事者に必要な支援を共に考え、推進していきます。

○若い世代の結婚や出産に関する価値観が多様化する中で、望む方が希望を持って家庭を築き、こどもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり

○市役所全体でこどもをまんなかに据えた施策を推進するとともに、関係機関や地域の人々、企業等と連携し、子育て家庭を見守り応援していく環境づくりに取り組みます。

○こどもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者や家族が安心して子育てに取り組めるように、子育てにやさしい生活環境を整えます。

基本目標Ⅳ 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり

○全てのこどもが生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、こどもの貧困対策に取り組めます。

○全てのこどもがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい福祉サービスの充実や児童虐待の防止対策などに取り組み、全てのこどもの権利を守ります。

基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり

○こどもは、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こどもを多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、こどもにとって最も良いことは何かを踏まえ、こどもをまんなかに据えた施策を推進していきます。

(2) 重点取組項目

全てのこどもが、年齢や発達の種類、置かれた環境にかかわらず、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送れるよう、地域社会全体でこどもと子育て当事者を支援する体制を構築することが重要です。現在の取組の成果と課題、こどもや子育て当事者への意向調査、国の動向などを踏まえ、基本目標の中で重点的に取り組む項目を5つ定め、各施策を推進していきます。

重点取組項目1 乳幼児期を中心としたこどもの育ちに対する支援の充実

母親の妊娠期から幼保小の接続の重要な時期に着目し、育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出します。

- 子育て当事者の産前・産後の支援の充実
- 保育所、認定こども園等の教育・保育環境の整備
- 幼児教育・保育と小学校教育の接続等の充実

重点取組項目2 子育て当事者が健康でゆとりを持ってこどもに向き合える社会づくり

経済的不安や仕事と子育ての両立の難しさ等、子育てにおける負担感を社会全体で支え、子育て当事者がゆとりを持ってこどもに向き合える社会を目指します。

- 子育て当事者に対し、経済的負担の軽減をはじめとしたきめ細やかな支援の実施
- 子育て当事者のニーズに応じた情報発信や相談体制の充実

重点取組項目3 地域社会と連携したこどもの居場所づくりの推進

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すため、社会の情勢変化を踏まえながら、こどもを見守り、地域でこどもを育てる環境づくりやこどもの居場所づくりを推進します。

- 民間活力を含めた放課後児童クラブの充実
- 行政、地域、企業等の連携によるこどもの居場所づくりの推進

重点取組項目4 誰一人取り残さないこども支援の充実

障がい、虐待、貧困等を含む保護や配慮が必要なこどもへの支援の充実を図り、誰一人取り残さないほしい育ちの実現を図ります。

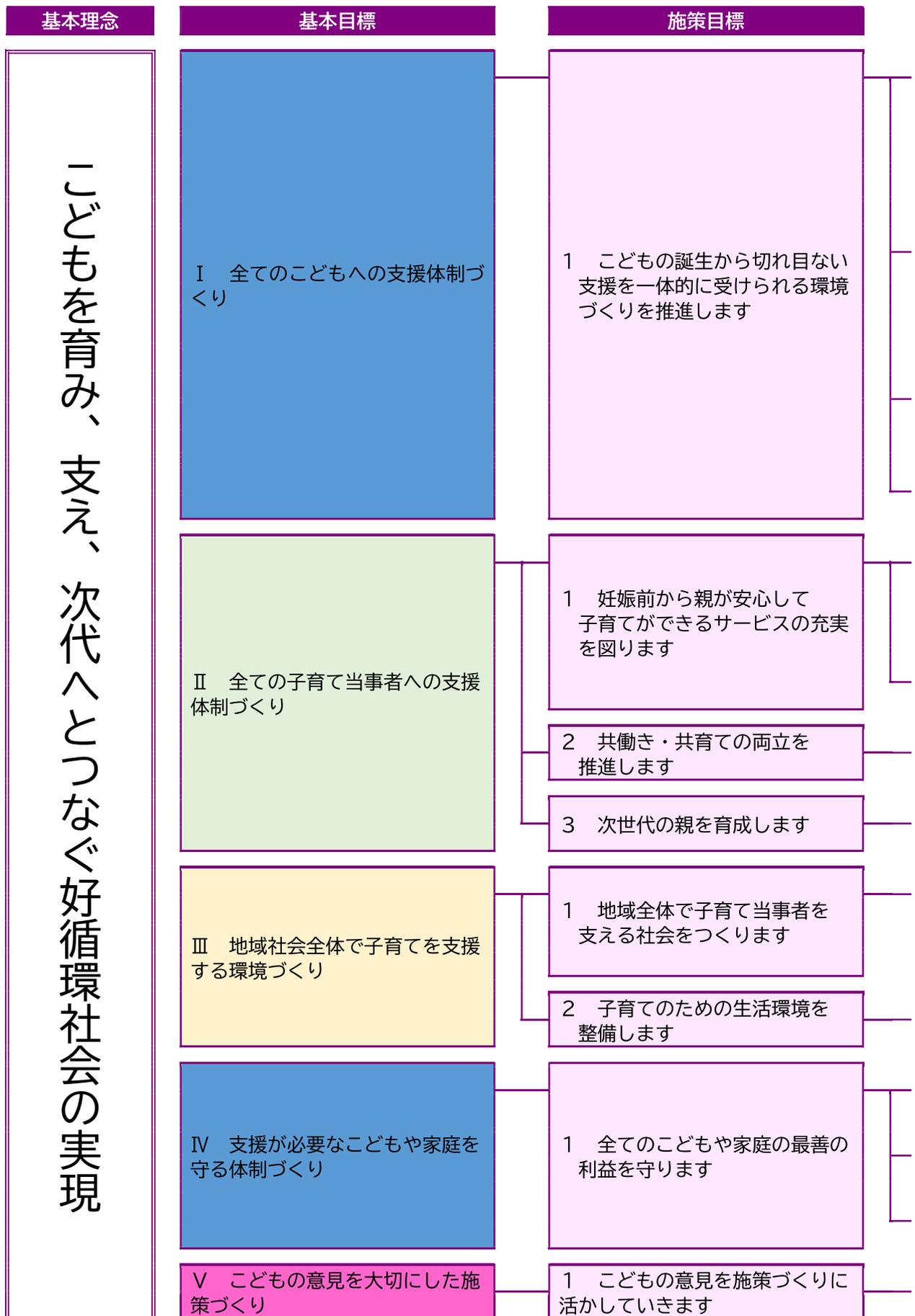
- 特性のあるこども、医療的ケア児等に対する支援の充実
- 虐待、ヤングケアラー等に対する支援の充実

重点取組項目5 次代を支える好循環づくり

こどもにとって最も良いことは何かを考慮した上で施策に反映し、継続的に実施事業の点検と見直しを行います。また、こども自らの意見が施策に反映される喜びを実感できるよう、次世代を担うこどもが郷土愛を育み、未来に夢や希望を持って成長できる好循環を創出します。

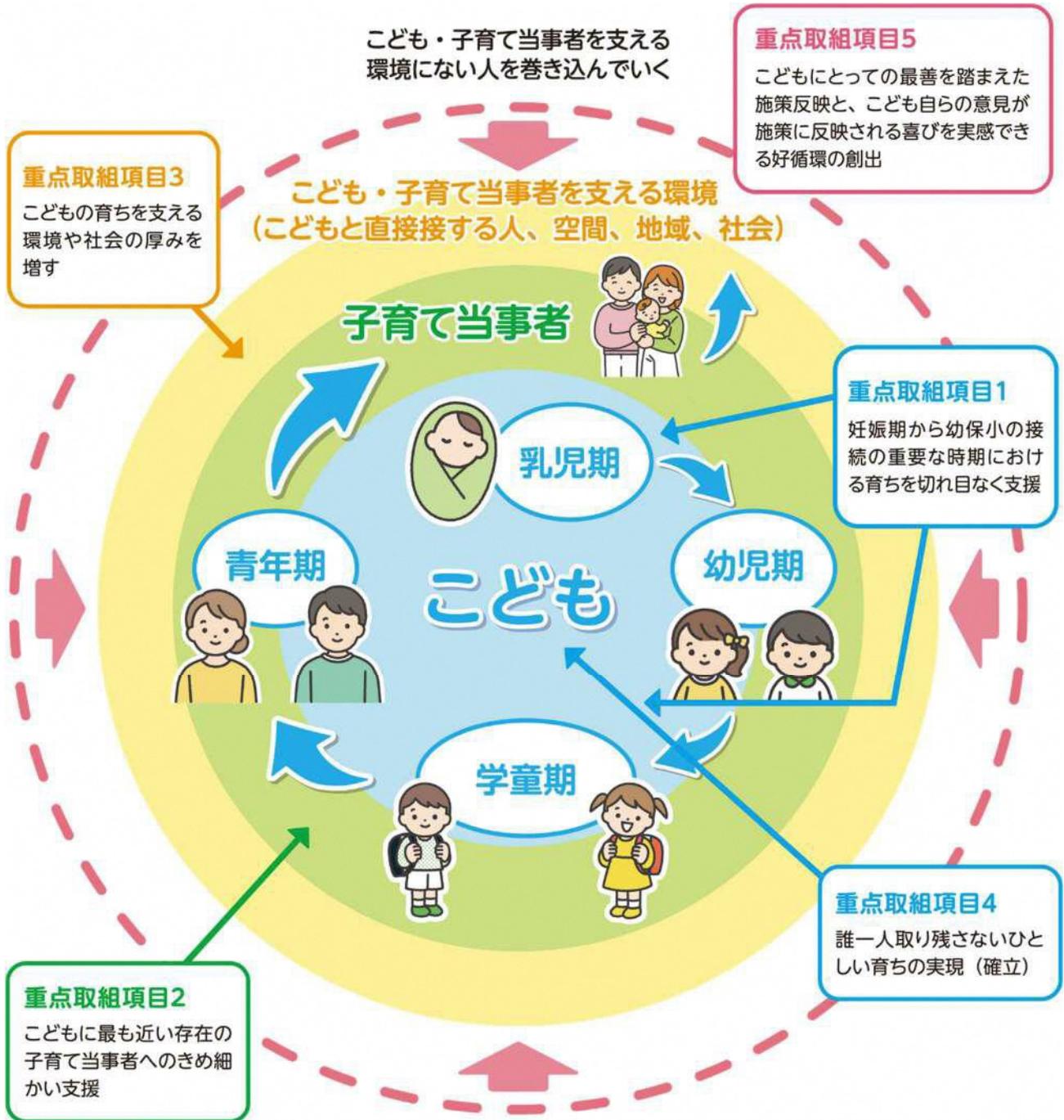
- こどもの意見を聴く機会をつくり、こども施策へ反映
- こどもの社会参画の推進

3 施策体系



施策の方向性	主な具体施策
(1) こどもの健やかな成長のための保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの健康診査や保健指導の充実 ・こどもの望ましい生活習慣の確立への支援 ・こどもの感染症予防の推進 ・こどもの事故予防と医療体制の充実
(2) 教育・保育サービスの一体的提供と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育・保育サービスの充実 ・教育・保育サービスの質の確保・向上 ・親の就業状況にかかわらない支援の充実 ・幼児を安心、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進 ・小学校教育との円滑な接続
(3) こどもが安心して過ごし学がことのできる教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・豊かな心の育成 ・健やかな体の育成 ・学校と地域でつくる学びの充実 ・多様なニーズに応える教育環境の充実
(4) 若者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた取組に対する支援の充実 ・就労等につなぐ支援の充実
(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前からの子育て支援・家庭支援の充実と体制強化 ・親の健康づくりの推進 ・子育て支援情報サービスの充実 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(2) ひとり親家庭等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の支援
(1) 共働き・共育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画意識の啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進及び仕事と子育ての両立支援
(1) こどもを産み、育てる意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する方への支援 ・結婚に伴う新生活への支援
(1) 地域での子育て支援環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策に係る取組の強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ・体験活動の推進 ・地域の人材の育成
(1) 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが安全・安心に過ごせる環境づくり ・こども・子育て当事者の目線に立った環境づくり
(1) こどもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の貧困の連鎖を防止する取組の推進 ・こどもの生活の安定に資するための支援の推進
(2) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待発生を予防する取組の推進 ・早期発見、早期対応に対する取組の推進
(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からの早期療育支援 ・専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
(1) こどもの社会参画・意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの社会参画・意見反映の取組の推進 ・こどもまんなか社会の周知啓発

高岡市こども計画～こども“を”まんなか推進プランイメージ図



・こどもが社会のまんなかにおり、子育て当事者や地域等に支えられながら成長していくことを表しています。

・この計画ではこどもにとって何が最善かを考え、こどもの育ち“を”支えるとともに こどもや子育て家庭を支える環境を周囲を巻き込みながら拡げることで、社会全体でこども“を”育み、更に子育てしやすいまちへと進化し、次代へとつなぐ好循環を目指していくことをイメージしています。